協働のまちづくり事業助成事業の募集について

町と地域団体とが協働で実施するまちづくり事業を推進することを目的として、当該事業の実施に要する経費について助成金を交付する制度です。

１．対象団体

　地域振興を目的として、地域住民等より自主的に結成された地域住民グループ、ボランティア団体、NPO法人等の非営利団体（※市町村外の団体を含みます、法人格の有無は問いません）

２．対象事業

市町村と地域団体とが協働で実施するまちづくり事業で、地域課題の解決や地域の活性化等を目的としたもの

※同一団体が実施する同一目的の事業期間は３年以内とします。複数年度にわたる事業は、事業開始年度に全体計画の概要を示し、助成金の交付申請は年度ごとに行うこととします。

３．事業実施期間

交付決定日から令和８年２月28日（土）まで

※実績報告の提出締切は、令和８年３月10日とします。

４．助成内容

* 対象経費の１０／１０
* １事業あたり上限額100万円、下限額10万円とし、千円未満の端数がある場合は切り捨て

|  |
| --- |
| 対象経費 |
| 〇謝金（対象事業者の構成員に対する謝金は対象外）  〇旅費  〇材料費及び消耗品費  〇食糧費（事業実施のために真に認められる必要最小限の費用のみとする）  〇印刷製本費  〇委託料（事業の全部委託は認めない。１事業につき、補助対象経費の1/2以下の額を対象とする）  〇使用料及び借り上げ料  〇通信運搬費  〇備品購入費（汎用性のあるものを除く。１事業につき、補助対象経費の1/2以下の額を対象とする）  〇その他事業実施に必要と認められる経費 |

※事業参加者に支出する食糧費及び旅費の上限設定について

〇事業実施の際に参加するスタッフの弁当代1,000円以下／人、飲み物代500円以下／人

〇交流会、モニタリングツアー等における事業参加者に係る食糧費（食材費含む）及び旅費等は次によるものとします。

①助成対象事業費の１／２を助成対象経費の上限とします。

②当該助成対象経費の１／２かつ10万円を助成の上限とします。

※委託料については、見積書の添付が必要です。

※備品購入費については、見積書と備品管理規定の添付が必要です。

５．事前相談の受付

* 事前相談締切　令和７年５月16日（金）
* 申込方法　電話、メール等、つわの暮らし推進課へ直接お申込みください。

※応募予定の事業が助成対象となるかどうかを確認するため、事前相談を実施します。事業実施を予定している場合は、必ず期日までに事前相談を受けてください。

６．応募の受付

* 提出締切　令和７年５月30日（金）17：00必着
* 提出場所　津和野町役場つわの暮らし推進課
* 提出方法　つわの暮らし推進課に、メール、持参または郵送の何れかの方法によりご提出ください。

※郵送の場合、締切日までに配達されたことが証明できる方法とし、令和７年５月30日（金）までに必着のこと。郵送中の事故に伴う損害に関しては、一切の責任を負いません。

７．応募時の提出書類

* 事業計画書（各事業内容、各事業費用が分かるもの）
* 定款等（団体の規約又は会則等も可）
* 役員名簿及び執行体制表

８．選定基準

選定会において助成を決定します。選定会では、申請内容についてヒアリングを行います。選定会の日程については、募集締め切り後別途お知らせします。

[選定基準等について（別紙参照）](file:///\\172.17.192.30\tsuwano2\www\contents\1649288229868\simple\kijunn.pdf)

９．申込・問い合わせ先

津和野町役場　つわの暮らし推進課

〒699-5292　島根県鹿足郡津和野町枕瀬218番地18

TEL　0856-74-0092（直通）／FAX　0856-74-0002

MAIL　[t-kurashi@town.tsuwano.lg.jp](mailto:t-kurashi@town.tsuwano.lg.jp)